主

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

原判決は、その挙示する証拠によつて、被上告人は、本件自動車を買受くるに当り、訴外Dを売主として売買契約を締結したものであつて、(此の場合Dが本件自動車の所有権者であることは、必ずしも必要としない。)上告人を、相手方としたものではないことを認定したのであり、前示証拠によればその認定を是認出来ないわけでもない。論旨は畢竟原審の専権に属する証拠の取捨、選択、事実認定を非難するに過ぎないものである。

以上のとおりであるから論旨はすべて「最高裁判所における民事上告事件の審判 の特例に関する法律」(昭和二五年五月四日法律一三八号)一号ないし三号のいず れにも該当せず、又同法にいわゆる「法令の解釈に関する重要な主張を含む」もの と認められない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第一小法廷

裁判長	裁判官	下	飯	坂	潤	夫
	裁判官	真		野		毅
	裁判官	斎		藤	悠	輔
	裁判官	λ		汀	俊	郎